

1. 事業方針

- (1) 少子高齢化や住民生活の多様化などにより、住民が抱える生活課題やニーズも複雑多様化し、高齢者や生活困窮者の孤独死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、虐待や悪質商法などの権利擁護の問題など公的制度だけでは対応できない様々な問題が広がりを見せております。

こうした中、国では、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる「地域共生社会の実現」を掲げております。

また、今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、多様化するニーズ変化を背景にできるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」を実現していくことが求められており、そのうち、介護保険制度では、介護予防の一部が地域支援事業へ移行され、住民主体の助け合いや生活支援サービスの拡充を図り、地域の実情に応じた支援体制を構築していくこととされております。

このような中、本会では平成30年度より町からの委託により生活支援コーディネーターを配置しておりますが、「地域共生社会の実現」と「地域包括ケアシステムの構築」の一役を担い、支援が必要な高齢者等が住み慣れたまちで生きがいをもって在宅生活を継続できるよう、地域での日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を目指し、これまで培ってきたネットワークを活かしながら、協議体や地域関係者との連携のもと推進して参ります。

- (2) 有償ボランティア活動については、日常生活上の困りごとに対し幅広い支援活動を実施し多くの利用者に喜ばれておりますが、年々増加する利用会員の一方、協力会員数は横ばいとなっており、その増強が課題であります。

協力会員については、自ら活動に参加することで健康増進を図り、やりがいや生きがいなどを見出し長く元気に地域生活が送れることを目的ともしておりますので、更なる周知活動や関係機関との連携を図り、無理なく幅広い支援活動に対応できる体制づくりに努めて参ります。

- (3) 一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加等に伴い、全国的にも孤立

死や消費者被害、詐欺、虐待、老老介護を背景とする痛ましい事件等も後を絶たず問題となっております。

これらを未然に防止あるいは早期に発見し問題解決につなげるためには、普段からの関わりによる気づきが重要であります。

そのため、これまで同様、町内会等の小地域を基盤として見守り活動や援助活動などが提供できる体制（ふれあいネットワーク活動）づくりを引き続き推進し、高齢者や障がいを持つ方などが安心して暮らしていける地域づくりを目指して参ります。

- (4) 介護保険事業については、平成30年度の法改正に伴う報酬改定がありました。本会が実施する事業についてはほぼ同水準での改定であり、平成30年度は利用者の増加により増収増益の見込みであります。

しかしながら、利用者の異動に大きく左右される事業でありますので、適正な人員配置や労務管理に努め、継続して経営の安定化を図って参ります。

- (5) 在宅サービスを提供する者として利用者個々の相違を的確に見極め、適切な支援ができるよう努めるとともに、町をはじめ福祉関係機関等との連携を密にし、問題の早期発見、ニーズの明確化に努め、効果的な事業運営を推進して参ります。

- (6) 高齢や障がいにより日常生活の判断に不安がある方を対象に行っている日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用手続きや金銭管理支援など）は、利用件数は微増ですが、潜在する要援護者も多くいるものと推測され、今後においても利用者の増加が見込まれますので、支援員の確保を図るなど適正に実施できるよう努めて参ります。

- (7) 会計業務については、内部監査や外部監査の実施により適正に処理されるよう努めておりますが、今後も継続的に適正に実施されるよう努めて参ります。

- (8) 社協の広報活動については、社協だよりの発行とともに、ホームページ等により事業活動のお知らせなど随時、効果的に発信し周知活動に努めて参ります。

- (9) 今日の厳しい社会、経済状況を反映して、社協会費や寄附金なども減少傾向にありますが、出来る限り自己財源の確保に努めるとともに、職員の資質向上に向けて積極的に研修会等へ参加し、社協基盤の充実強化を図り、各種事業が円滑に運営出来るよう努力して参ります。